

高知県消防広域化基本計画の概要

I 高知県消防広域化基本計画の位置付け

- 平成20年に策定した「高知県消防広域化推進計画」を全部改定し、消防組織法第33条第1項に掲げる「推進計画」として県が策定。
- 消防広域化の必要性、基本的な方向性、具体的な進め方などを明確に示し、県内の15消防本部が共通認識をもって計画的に取り組むための基本的な方針を定める。
- 今後策定される「高知県消防広域化実施計画」（法第34条第1項に掲げる「運営計画」）の骨格案であり、**県全域で常備消防組織の一元化を目指す。**



II 基本計画の構成と主なポイント

- 構成は、法令の他、高知県消防広域化基本計画あり方検討会での検討経過を踏まえ、次のとおりとする。

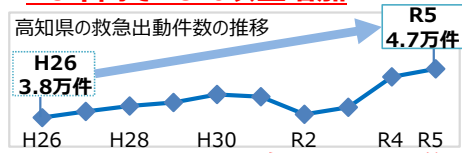
構成	主なポイント
第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防広域化の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に先駆けて人口減少が進む中、中山間地域の小規模消防本部では人材確保が著しく困難な状況。 ・ 「スマート・シュリンク(賢い縮小)」の考え方にに基づき、消防署所の統廃合を行うのではなく、消防本部の管理機能を統合し、生まれた余力を現場の消防力に再配分する。
第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本県における消防の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少下においても、高齢化に伴う救急出動や、南海トラフ地震対応といった消防需要は増加。 ・ 全国的に見ても小規模消防本部が多く、指令システムの共同化等による全県的な消防体制の強化が必要。 ・ 中山間地域の小規模消防本部では、既に人材確保に困難をきたしている。
第3章 広域化対象市町村の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 県一での広域化が統合メリットを最も大きくすることができ、県全体の人口減少に打ち勝っていくために不可欠。 ✓ 消防広域化重点地域 ・ 全市町村 ✓ 広域化の方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町村及び県で構成する「広域連合」を設置し、段階的な移行も含め、県一での広域化を実現。 ✓ 新体制への移行スケジュール ・ R10年度に広域連合設置、R16年度に指令業務の共同化を開始。
第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画の策定に向けて、市町村や消防本部等との協議に積極的に関与し、必要な情報提供や調整等を行う。 ・ 県の消防事務の現場機能を持ち寄って広域連合の構成員となり、職員を派遣して運営に主体的に関与していく。
第5章 広域化後の消防の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 広域化後の円滑な運営 ・ 実施計画の骨格案として記載。 ※詳細は後述
第6章 防災関係機関との連携の確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防団や市町村との連携 ・ 広域化後も消防団や市町村防災部局との連携を維持し、必要な取組を推進。
第7章 広域連合と市町村長及び市町村議会の関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村長及び市町村議会の意見の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合議会や管理者会議等の場を通じて、市町村長や市町村議会の意見を広域連合の運営に反映。

Ⅲ 現状の課題と消防広域化によるメリット

メリット1 住民サービスの向上

課題 救急出動件数の増加、現場到着までの時間の延伸等

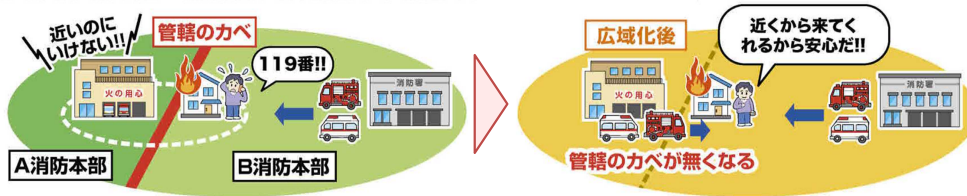
・人口減少下でも救急出動件数は**10年間で20%以上増加**



・現場到着時間は**10年間で+1.2分**

(1) 初動対応車両の充実、救急車・消防車の到着時間短縮

・現在の消防本部の「管轄のカベ」が無くなることで、初動対応の出動車両の充実や、現場に最も近い消防署からの救急車・消防車の出動が可能となる。



(2) デジタル化による業務効率化や住民の利便性向上

・ハイスPEEDドローンの導入等のデジタル技術を活用した消防サービスの高度化や業務効率化を図る。
・各種許認可・届出の電子申請化等による利便性向上を図る。

【期待される効果】 ※消防防災科学センターのシミュレーション

- ・23市町村で到着時間が短縮
- ・救急車の到着時間は、最大31.3分短縮

メリット2 消防力の強化

課題 高知県は消防本部数が多く、余りに小規模

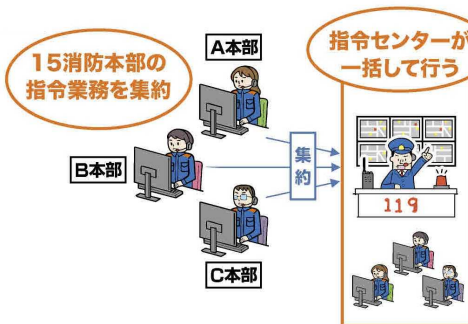
・小規模消防本部の管理部門に多くの職員が従事

区分	全国	高知県
消防本部数	720	15
総人口	12,489万人	65万人
1本部当たり人口	17.3万人	4.3万人
消防署数	1,716	20
1本部当たり署数	2.4署	1.3署

(R6.4.1時点)

(1) 指令センターの共同運用による現場力強化やコスト節減

・指令センターを整備し、指令業務を一括して行うことで、出動時間短縮や、指令要員を半減させて消防署所に再配置し、現場力を強化。
・指令システムやデジタル無線を共同整備することで、各消防本部が個別に整備する場合よりも整備・運用コストを節減。



【期待される効果】 ※现阶段の試算

- ・現場業務への再配置 50人役程度
 - ・コスト節減効果 ▲46億円
- ※デジタル無線の整備を含む10年間の節減効果

(2) 高度な部隊の創設や救急隊の増強

・指令業務の共同運用により生じる余力により、例えば、特別高度救助隊といった高度な部隊の創設や、救急隊の増強を行い、消防力を強化。

(3) 南海トラフ地震などの大規模災害時における統一指揮体制

・県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を実施。
・緊急消防援助隊の円滑な受入体制を確保し、迅速な災害対応の実現を目指す。

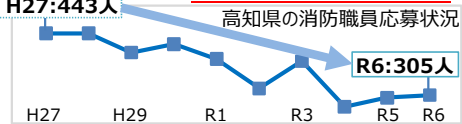
(4) 装備や車両等の計画的な整備

・装備等は、消防署所間での重複を避けつつ、地域の実情に応じて計画的に整備。

メリット3 人材の確保

課題 中山間地域の消防本部での人材確保が困難

・消防職員の応募者数は、**10年間で約30%減**



(1) 広域的・計画的な職員配置、地域に根ざした人材の確保

・県域全体で新規職員を一括採用することで、広域的・計画的な職員配置を促進し、人材確保を強化。
・地域に根ざした人材の確保を図るため、一定の採用枠を地域枠として設定し、構成市町村の出身者等を優先的に採用することを検討。



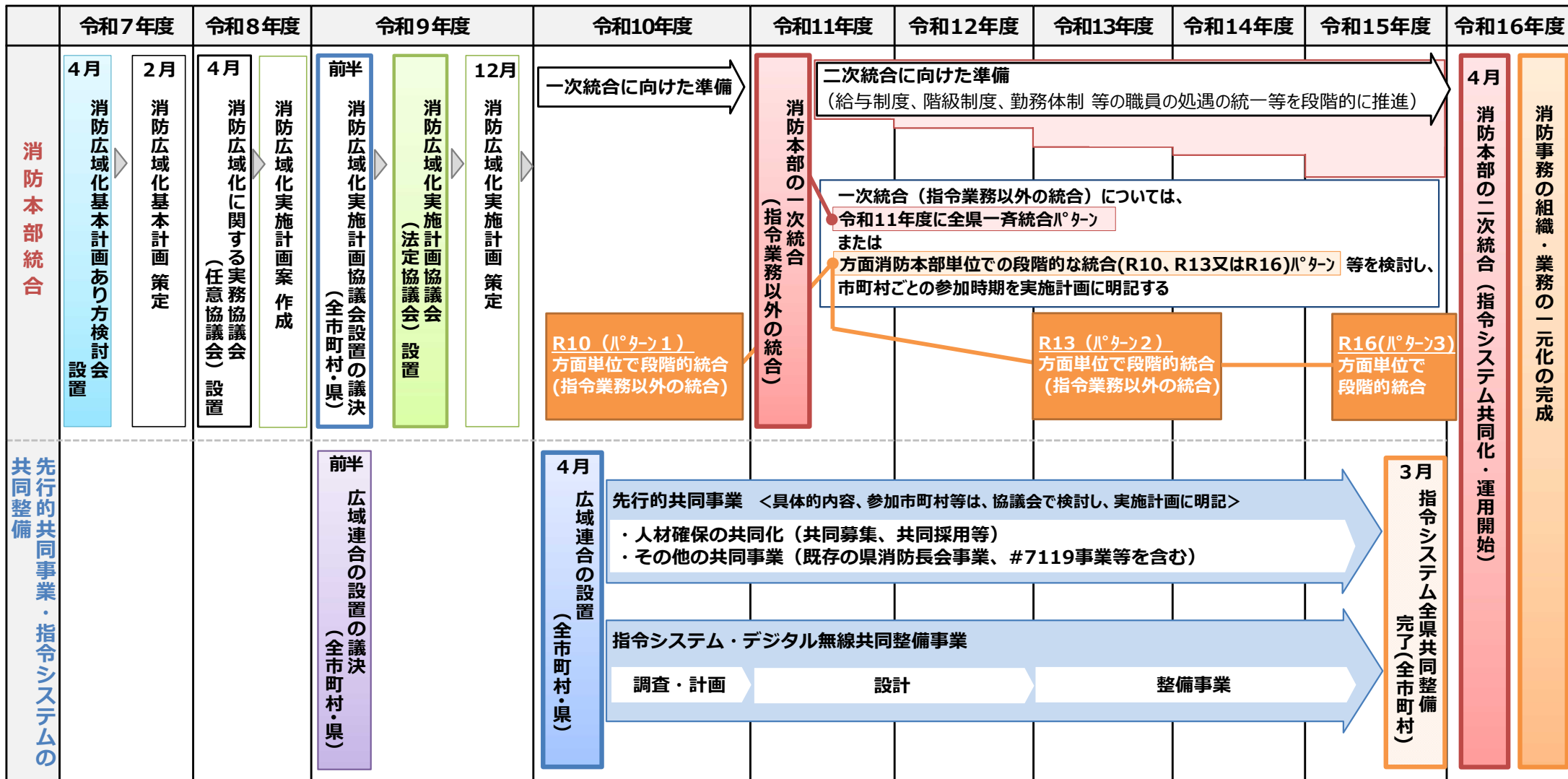
(2) 安心して働ける職場環境づくり

・コンプライアンス推進室（仮称）を設置して、パワハラ防止や安心して働ける環境づくりに取り組む。
・魅力的な職場となることで担い手を確保し、離職防止や定着促進につなげる。

IV 消防広域化の進め方

令和8年度の検討開始に当たっての前提条件

- ◎ 令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始する。
- ◎ それまでの間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて検討・協議を進める。
- ◎ 消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として、令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合（仮称）」を設置する。



V 広域化後の消防の円滑な運営に関する事項（第5章）

1 広域化後の新たな消防組織に関する基本的事項

(1) 新法人の形態、名称及び本部の設置場所

- 組織形態 広域連合
- 名称 高知県消防広域連合（仮称）（消防本部：高知広域消防局）
- 設置場所 高知市に設置
※広域連合事務局及び消防局の事務所は、財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討

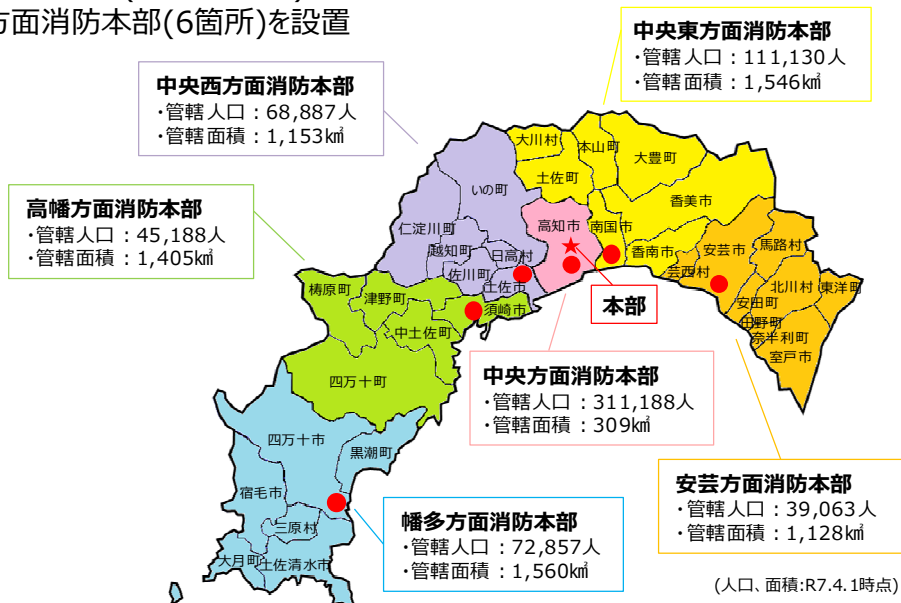
(2) 主たる意思決定機構

円滑な意思決定と地域事情を踏まえた対応を可能とする体制を構築

- 執行機関 広域連合長(1名)、副広域連合長(1名)、担当管理者(7名)、消防局長(1名)
※広域連合長は市町村長、副広域連合長は広域連合長が任命、担当管理者は方面消防本部の市町村長6名+知事から選出を想定
- 議決機関 広域連合議会(14名程度)
- 審議機関等 広域連合管理者会議（正副広域連合長、担当管理者で構成）
方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部の市町村長）

(3) 方面消防本部の設置

消防署所(県内40箇所)と広域連合本部の間の連絡調整を円滑に行うため、方面消防本部(6箇所)を設置



(4) 新法人の所掌事務の範囲

- 市町村の消防事務（消防団の事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理を除く。）
※消防団、消防水利施設の設置・維持管理の事務を受託可能
- 県の消防事務（消防防災航空センター・消防学校）

(5) 現行消防組織における本部機能の新法人への移行の進め方と目標年次

年度	スケジュール
R7	・基本計画策定
R8	・任意協議会設置・開催
R9	・広域連合・法定協議会設置の合意（市町村・県議会での議決） ・実施計画策定
R10	・広域連合発足（先行的共同事業、消防指令システム等の再整備事業開始） ・消防本部機能の統合に向けた実施計画改定、連合規約改正
R10～	・消防本部の全県一斉での一次統合（※1）（R11） 又は方面消防本部単位の段階的な統合（R10、13、16）
R16	・消防本部の二次統合（※2）（消防指令システム共同化・運用開始）

(※1) 通信指令業務を除く消防本部機能の統合

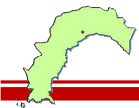
(※2) 通信指令業務を含む全ての消防本部機能の統合

(6) 広域化による消防本部体制の再編の必要性和狙い

広域化により、効率的で高度な消防体制が構築され、地域事情に対応しつつ持続可能な組織運営が実現するとともに、現場活動の強化や職場環境の改善を通じ、住民サービスの向上が図られる。

<主なポイント>

- ① 高知県は人口当たりの消防本部数が多く、余りに小規模
- ② 消防本部と消防署の機能分担を明確化・再編し、本部機能は広域連合本部に集約
- ③ 消防本部機能は原則として広域連合本部に集約し、専門化・高度化
- ④ 特に指令業務は広域連合本部への集約により大幅にスリム化し、余力を生かした消防署所の現場力強化
- ⑤ 中山間地域の小規模消防本部における人材確保強化



高知県消防広域化基本計画の概要

2 新組織の構成及び職員配置に関する基本的事項

(1) 新組織の構成

広域化後においては、本部と現場業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、県内の消防行政の管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場力強化を目指す。

組織名	基本的な役割と広域化の意義
広域連合本部	○現行15本部の本部機能を集約し、消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等
方面消防本部	○広域連合本部と消防署所間の連絡調整、消防署所の支援 ○管理運営協議会を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化
消防署所	○消防サービスや災害への対応など住民に最も身近な現場活動 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整

(2) 職員配置

○全県での一次統合時

現行15消防本部の管理・総務部門などの本部機能（通信指令業務を除く）を広域連合本部に統合し、人員を再配置。

○二次統合時（令和16年度～）

通信指令業務を統合することで、余力を生み出し、これを現場業務に振り向け、警防・救急・予防など現場力の強化を図る。

(3) 人員配置増加を要する諸課題に関する対応方針

消防力の整備指針に基づく人員充足率の改善、三交替制勤務や欠員補充への対応について、消防指令システムの共同化等による費用節減効果の見通しも精査しつつ、取組方針を検討。

人員配置に関する暫定的試算（シミュレーション）

一次統合

- ・広域連合本部の新設 40名強程度（管理、総務、警防、予防等）
- ・方面消防本部の新設 85名程度（6方面消防本部）
- ※現行本部機能を集約し人員を確保。署所の現場業務の人員は現行を維持

二次統合

- ・指令センター設置（指令業務の統合） 47名程度
- ※統合により、消防署所で53人役（※1）分の現場力強化に充当。
- （※1）防災行政無線等の業務が含まれる場合や兼務の状況が異なる場合があるため、今後、運用等について検討が必要

3 新組織の人事制度・運用に関する基本的事項

(1) 人事制度・運用

任用について、広域化前に勤務していた職員は、一旦退職手続きを行い、広域連合において新たに採用。勤務継続年数は広域連合に引き継ぐ。職名及び階級については、高知市の現行制度をベースとして統一。

(2) 新規採用職員の採用・配置等

採用は、人材確保や計画的な配置・人事異動の観点から、広域連合が一括して実施。また、地域の人材確保のため、「地域枠」を設定することを検討。

(3) 既存職員の人事異動

広域化後、一部の職員は、広域連合本部等への人事異動の増加が見込まれるが、大多数は、引き続き管轄区域内での異動が中心。異動は、職員の希望及び所属側の意向を踏まえて検討。

広域異動の試算

広域異動の対象ポストは、現時点で、全県での一次統合時で15名程度、二次統合時(R16～)で18名程度、合計33名程度(全体の約3%)を想定。

4 新組織の給与その他の勤務条件に係る制度に関する基本的事項

(1) 職員の処遇の統一に向けての総括的な基本方針

一次統合時には、職員の処遇について必要最小限の統一を図り、当面は「多様性尊重」に軸足を置く。その後、消防指令システム統一などにより財源確保の目処を立て、残る均一化の課題を解決することを想定。

(2) 給与等の勤務条件

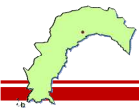
給与や勤務条件は、高知市消防局の現行制度をベースに統一する方向で検討。

(3) 給料表の取扱い

新規採用職員には、高知市に準拠した給料表と格付基準を適用。新規採用職員の初任給引き上げに伴い、若年職員との逆転を防ぐための調整実施。既存職員は、移行前の給与月額を下回らないよう、広域化後の新給料表に格付け。

(4) 諸手当・福利厚生

諸手当や福利厚生も高知市をベースに統一する方向で検討。退職手当は広域化前後での在職期間を通算し、不利益が生じないよう配慮。



高知県消防広域化基本計画の概要

5 新組織の歳入・歳出に関する基本的事項

(1) 新組織の歳入・歳出の基本的な内容

歳入は以下の内容を基本とする。

- ・県及び構成市町村からの分賦金を主なものとし、その他国庫支出金等の活用可能な財源

歳出は以下の内容を基本とする。

- ・構成市町村における前年度の常備消防に係る経費の総額
- ・消防学校及び消防防災航空センターの運営に必要な経常経費
- ・新組織の立ち上げ時に、上記に加え必要となる経費（ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）
- ・新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等（施設建設・改修、消防車両購入費等）に係る経費（現時点では、本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用を想定）
- ・なお、上記のほか、現時点で想定されない新たな経費や条件が生じた場合には、県及び構成市町村間で協議を行うこととする。

【令和6年度決算額等による新組織の財政規模に関する暫定的試算】

- ①新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費
 - ・構成市町村における常備消防に係る経費(令和5～6年度平均値)：169.8億円
 - ・消防学校及び消防防災航空センターの運営な経常経費：7.5億円
 - ・新組織の立ち上げ後に必要となる経常経費（新組織における職員の処遇統一に要する経費、施設管理や各種システムの運用保守等経費、議会・監査の執行に要する経費等）：2.3億円
- ②新組織の立ち上げ時に必要となる経費(ネットワークや業務システム等の整備、車両表示等の変更、本部執務室の改修、被服の統一等):6.8億円
- ③新組織の立ち上げ後に必要となる大規模事業等に係る経費（本部執務室の改修、消防指令システム・消防デジタル無線の整備及び運用に要する経費）：176.6億円

(2) 財務に関する規則

新組織における財務に関する規則は、高知市における関係規則を基本に定め、高知市における制度運用を基本に運用。

6 既存財産・債務の新組織への承継に関する基本的事項

(1) 不動産又は償却資産以外の財産（消耗品等）

市町村又は一部事務組合が所有する消耗品等は、広域連合が所有。

(2) 不動産及び償却資産

市町村所有

- ・広域化後も専ら当該市町村が受益するもの(消防署所の土地、建物等)は、引き続き当該市町村が所有し、対応する債務は当該市町村に存置。
- ・広域化後に複数の市町村が受益するものは、当該市町村から広域連合に無償譲渡した上で広域連合が所有し、対応する債務は広域連合に引き継いだ上で、受益市町村が分賦金として負担。

一部事務組合所有

- ・消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する財産・債務は、構成市町村で分割所有するか、広域連合に無償譲渡し当該組合構成市町村の分賦金として負担するか、を選択可。

7 新規施設整備等に係る費用の分担及び資金調達に関する基本的事項

(1) 新規施設整備等に係る費用の分担

新規施設整備等により取得する財産が、専ら特定の市町村が受益するもの(消防署所の建物、車両等)である場合は、当該市町村が所有し、費用を負担。

複数の市町村が受益するものである場合は、広域連合が所有し、費用は、受益市町村が分賦金として負担。

(2) 新規施設整備等に係る資金調達

新規施設整備等に要する費用は、各市町村において起債等により資金を調達。複数の市町村が負担する場合は、分賦金のうち当該新規施設整備等に相当する部分に対して起債等により資金を調達。

8 新法人運営に係る分賦金算定に関する基本的事項

- ・消防署所の運営に要する経費は、各地域の多様性をできる限り尊重する観点から、地域で選択した行政サービスの水準に応じた負担を関係市町村に求めることを基本。
- ・広域化に伴い特定地域における行政サービスの水準が他地域に比して顕著に向上すると見込まれる場合には、関係市町村に対して応分の負担を要請。
- ・今次の広域化に際しては、上記の要因を除き、常備消防運営費に係る各市町村の実質的な財政負担の変動ができる限り大きくならないように努める。

【分賦金算定の方向性】広域連合本部の経費は全市町村で、各方面消防本部の経費は構成市町村で、各消防署所の経費は所在市町村でそれぞれ案分することを基本とし、その案分に用いる指標及び割合については、今後検討。



高知県消防広域化基本計画の概要

9 広域連合本部、方面消防本部及び消防署所の役割に関する基本的事項

広域化後においては、本部と現場業務の区分を明確化し、本部機能を広域連合本部に集約することにより、県内の消防行政の管理体制の効率化を図るとともに、各地域における現場力強化を目指す。

組織名	基本的な役割と広域化の意義
広域連合本部	○現行15本部の本部機能を集約し、消防行政全体に関する制度や施策などの企画立案、執行統括、国・県・市町村との連絡調整等
方面消防本部	○広域連合本部と消防署所との連絡調整 ○応援職員の派遣など消防署所を支援 ○管理運営協議会を通じ、管内市町村長との意思疎通を円滑化
消防署所	○消防サービスや災害への対応など住民に最も身近な現場活動 ○市町村防災・国民担当保護部局との連絡調整

10 消防団事務・消防水利の受託等に関する基本的事項

消防団及び消防水利に関する事務は、広域化後も引き続き、広域連合が市町村から事務を受託できることとし、主として消防署所において業務の処理に当たる。

受託する事務の範囲については、市町村の意向を踏まえて、事務の実施主体のあり方を検討し、各市町村の対応方針を実施計画において定める。

主な消防団事務等	標準形(案)
1 消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令	各市町村において実施
2 団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
3 消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
4 消防水利の設置、維持管理	各市町村において実施

11 防災・国民保護担当部局との連携に関する基本的事項

(1) 消防団との連携

現在、各消防本部は、各地域において消防団と緊密な連携を図っており、広域化後も、地域の消防署所において、この連携を維持。

連携の例	広域化に伴う対応
定例的な連絡会議の開催	本部→署所 (高知市に限り方面消防本部)
合同訓練等の実施	
連絡通信手段の確保	デジタル技術の活用により高度化

(2) 市町村の防災・国民保護担当部局との連携

現在、各消防本部は、各地域において構成市町村と緊密な連携を図っており、広域化後も、地域の消防署所において、この連携を維持。

連携の例	広域化に伴う対応
協議会や定例的な連絡会議の開催	本部→署所 (高知市に限り方面消防本部)
構成市町村の災害対策本部への職員派遣等	
市町村との情報通信手段の充実	デジタル技術の活用により高度化

12 消防サービスの充実・高度化に関する基本的事項

(1) 出動体制・部隊運用の改善

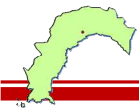
消防指令システムを共同化し、現場に最も近い消防署所から部隊を出動させる「直近指令」や、署所での対応が不可となった場合に他の署所から部隊を自動的に出動させる「ゼロ隊運用」の導入により、迅速な出動体制の実現を目指す。

大規模災害時、県全域での統一指揮体制のもと、状況に応じて柔軟かつ機動的な部隊運用を行うなど、迅速な災害対応の実現を目指す。

(2) 各部門における消防サービスの充実・高度化

消防広域化により管理部門を集約することで生じた人員や資源を、消防サービスの充実・高度化につながる施策へ振り向けることで、住民にとってより安全・安心なサービスを提供するとともに、消防職員にとっても魅力ある職場を実現。

- (例) ①コンプライアンス推進室(仮称)の設置 ②デジタル化推進室(仮称)の設置
③効率的な部隊運用(中継搬送の活用) ④直近指令・ゼロ隊運用
⑤迅速かつ高度な救助活動の実現 ⑥人員再配置による現場体制の強化



高知県消防広域化基本計画の概要

13 新たな消防指令システム及びデジタル無線整備に関する基本的事項

(1) 消防指令センター及びデジタル無線設備の仕様に関する基本方針

通信指令業務を集約化するため、消防指令システムを備える消防指令センターをR15年度末を目途に整備し、県全域の119番通報へ対応。
また、既存の無線施設等を活用し、消防救急デジタル無線を併せて整備。

(2) 整備スケジュールと現行システムからの移行計画、スペースの確保

R15年度末目処に整備するまでの間は、現行15消防本部がそれぞれ整備している現行システム等を使用することとし、R15年度末までに現行システムの更新期を迎える場合は、必要最小限の更新作業等を行う。

また、消防指令センターの設置場所は、広域連合本部の事務室と同一施設内で整備する方向で検討。

(3) コスト削減効果の試算

暫定的試算では、各消防本部が個別で整備する場合と比較して、県一で共同整備する場合は大きな節減効果（△46.4億円）が見込まれる。
※具体的な試算は以下のとおり

14 各種業務システムの整備その他業務デジタル化に関する基本的事項

(1) 業務システム整備の基本方針

新たな組織の業務遂行に当たっては、業務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、各種業務システムの整備を積極的に推進。一方で、整備に要する費用・期間をできる限り抑制する方策を検討。

この観点から、高知市において現在使用されている各種業務システムをベースに、最小限の追加修正により対応を図ることや、県内自治体等で導入実績のある一定程度パッケージ化されたシステムの導入も併せて検討。

(2) 最新デジタル技術の活用

ハイスペックドローンやAVM(車両動態管理システム)など、最新技術を活用して消防業務の高度化と効率化を図る。広域連合本部に「デジタル化推進室」(仮称)を設置し、デジタル化に関する企画立案及び進行管理を強化。

消防指令システム及びデジタル無線の整備費の比較

<10年間の費用総額の比較 ※整備から10年程度で必要な経費を想定>

区分	各消防本部 が個別整備 (A)	県一で 共同整備 (B)	節減効果 (B) - (A)
デジタル無線	114.6億円	98.8億円	△15.8億円
指令システム	70.7億円	73.2億円	2.5億円
合計	185.3億円	172.0億円	△13.3億円

国の財政措置
を活用



<左に国の財政措置を反映した実質的な負担額>

区分	各消防本部 が個別整備 (A) ※1	県一で 共同整備 (B) ※2	節減効果 (B) - (A)
デジタル無線	70.2億円	35.9億円	△34.3億円
指令システム	54.2億円	42.1億円	△12.1億円
合計	124.4億円	78.0億円	△46.4億円

※1 過疎債又は防災対策事業債充当で試算

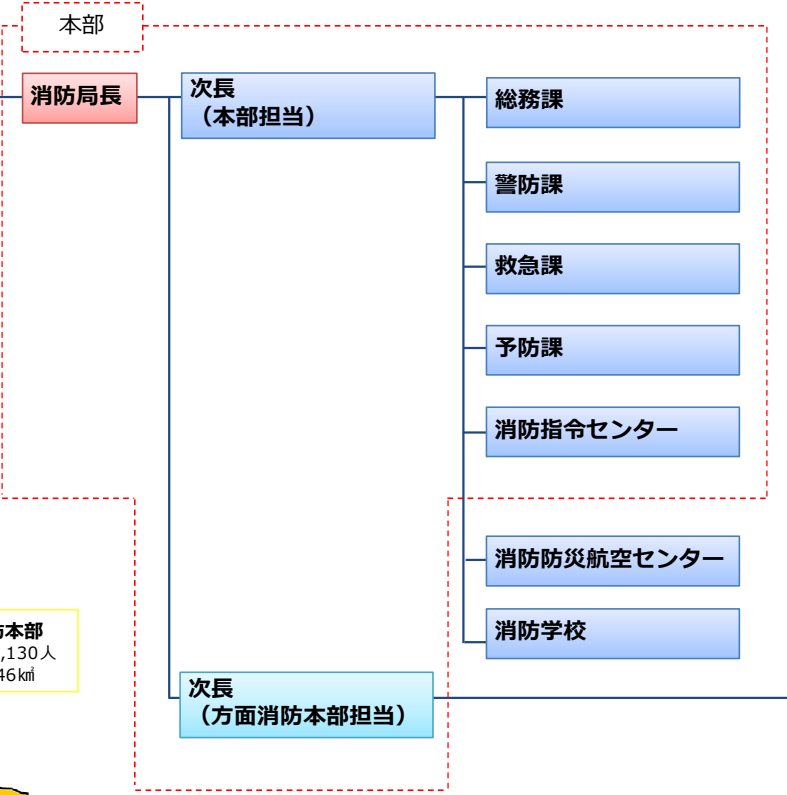
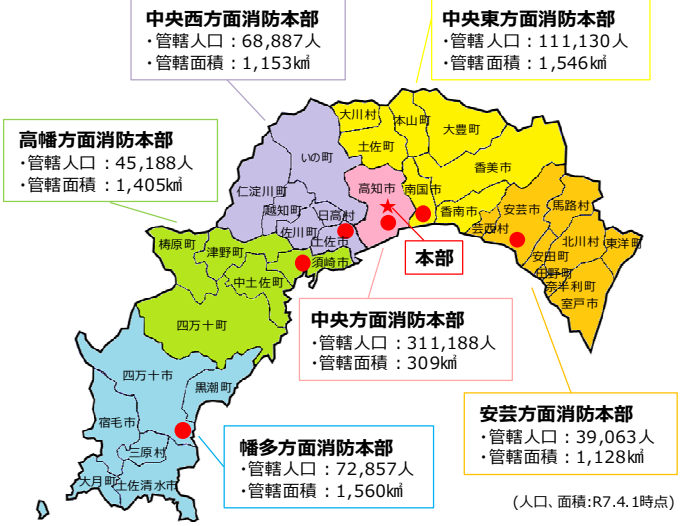
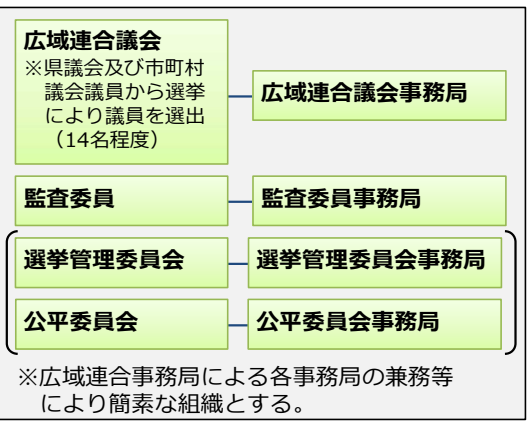
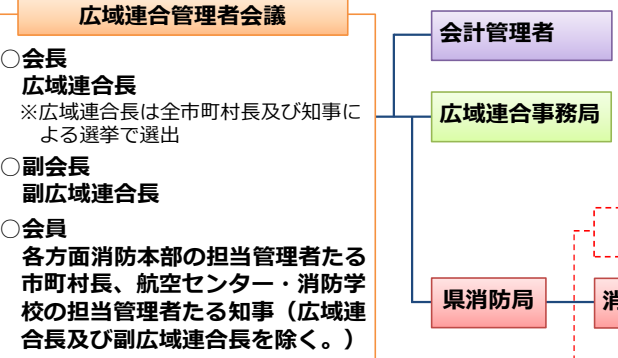
※2 緊急防災・減災事業債充当で試算



高知県消防広域化基本計画の概要 別添 『組織図（案）』

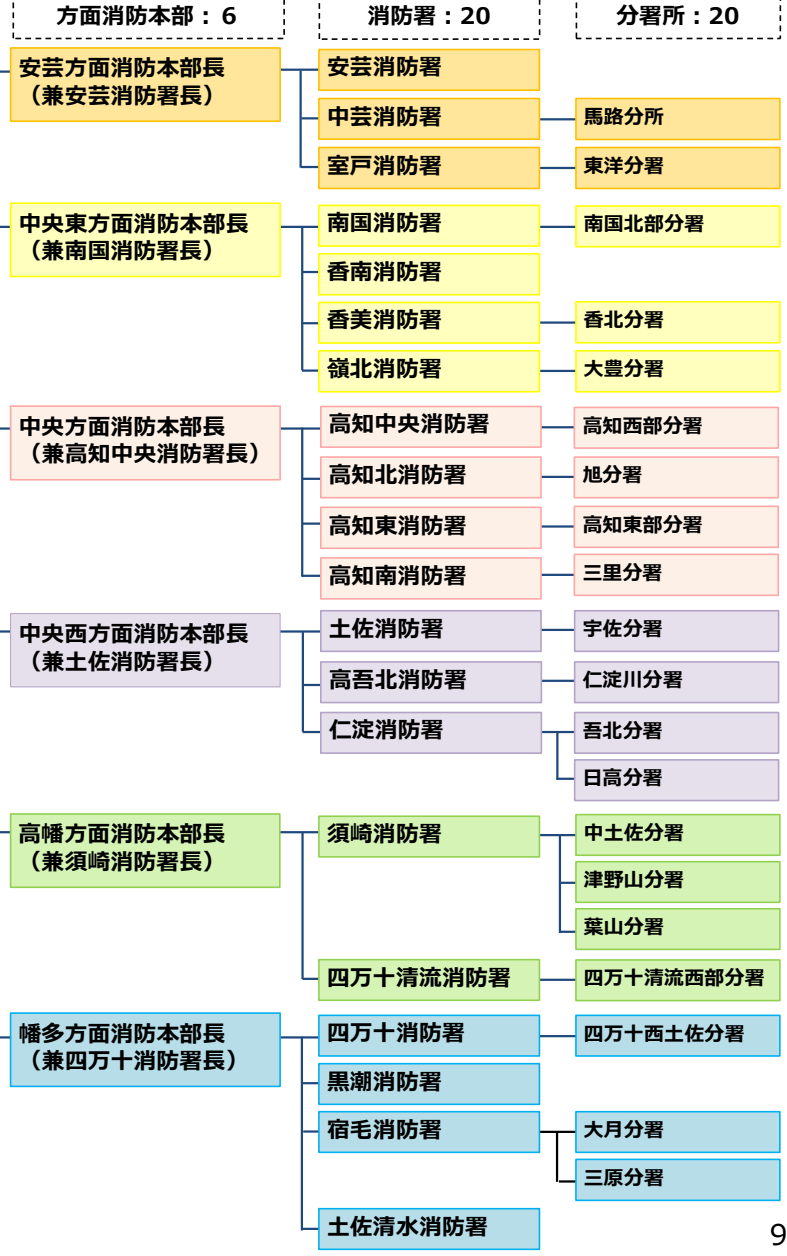
高知県消防広域連合（仮称） 組織図（案）

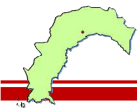
※名称は全て仮称



方面消防本部管理運営協議会（方面消防本部ごとに設置）

- 会長（方面消防本部の担当管理者たる市町村長）
※管轄内市町村の長から選出する。
- 委員（管轄内各市町村の長）
※中央方面消防本部にあっては、高知市長が指名する同市職員若干名





高知県消防広域化基本計画の概要 別添 『県内消防本部の現況』

消防本部名	構成市町村名	管内人口 (R7.4.1)	管内面積 (R7.4.1)	消防職員					消防財政				消防需要 (令和5年)			消防指令システム		消防団 (令和7年度)		
				指針による算定数 (令和4年度)	実員数 (令和4年度)	消防費基準財政需要額に応じた標準的な職員数 (令和7年度)	勤務体制 (令和7年度)	給与水準 (高知県消防局を100としたときの指数) (令和5年4月1日時点)	消防費基準財政需要額 (百万円) (令和7年度)	決算統計に係る経費(経常的経費) (百万円) (令和5、6年度決算額の平均)		火災出動件数	救助出動件数	救急出動件数	システム整備年度	システム更新予定年度 ※個別整備	条例定数	消防団員数	消防団事務	
										うち常備消防費 (経常的経費)	うち一般財源等充当額									
高知市消防局	高知市	311,188人	309.00km ²	532人	395人	411人	3部制	100.0	3,719	3,789	3,636	3,472	92件	82件	21,052件	2023年度 (R05)	2033年度 (R15)	900人	699人	消防本部
室戸市消防本部	室戸市、東洋町	12,011人	322.24km ²	73人	51人	44人	2部制	92.4	413	612	556	431	14件	6件	1,340件	2014年度 (H26)	2027年度 (R9)	409人	356人	室戸市：消防本部 東洋町：役場
安芸市消防本部	安芸市、芸西村	18,301人	356.76km ²	50人	37人	55人	2部制	90.2	507	424	370	318	7件	22件	1,500件	2025年度 (R07)	2036年度 (R18)	372人	311人	安芸市：消防本部 芸西村：役場
南国市消防本部	南国市	45,321人	125.30km ²	104人	70人	74人	3部制	94.1	677	664	603	567	25件	17件	3,153件	2024年度 (R06)	2035年度 (R17)	350人	334人	消防本部
土佐市消防本部	土佐市	24,524人	91.50km ²	76人	49人	48人	2部制	92.8	443	460	423	402	10件	10件	1,678件	2023年度 (R05)	2033年度 (R15)	331人	322人	消防本部
土佐清水市消防本部	土佐清水市	10,795人	265.42km ²	76人	37人	36人	3部制	92.2	328	317	283	282	3件	8件	998件	2014年度 (H26)	2026年度 (R08)	425人	346人	消防本部
香南市消防本部	香南市	31,477人	126.46km ²	71人	49人	73人	3部制	95.3	662	468	407	397	23件	14件	2,014件	2025年度 (R07)	未定	315人	234人	消防本部
香美市消防本部	香美市	24,961人	537.86km ²	102人	57人	63人	3部制	92.4	576	589	526	515	14件	21件	1,943件	2015年度 (H27)	2026年度 (R08)	400人	295人	消防本部
高吾北広域町村事務組合消防本部	仁淀川町、佐川町、越知町	20,066人	545.75km ²	87人	50人	76人	2部制	89.7	702	533	396	396	11件	24件	1,588件	2015年度 (H27)	未定	633人	540人	役場
高幡消防組合消防本部	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町	45,188人	1,404.99km ²	295人	141人	149人	2部制	92.3	1,375	1,505	1,317	1,296	24件	43件	3,632件	2014年度 (H26)	2027年度 (R09)	1,227人	1,087人	消防本部
仁淀消防組合消防本部	いの町、日高村	24,297人	515.82km ²	93人	59人	68人	2部制	95.5	626	565	496	470	13件	22件	1,697件	2023年度 (R05)	2033年度 (R15)	553人	422人	いの町：消防本部 日高村：役場
幡多中央消防組合消防本部	四万十市、黒潮町	39,573人	820.78km ²	139人	80人	102人	2部制	94.3	935	913	781	781	19件	20件	2,743件	2013年度 (H25)	2026年度 (R08)	886人	813人	消防本部
幡多西部消防組合消防本部	宿毛市、大月町、三原村	22,489人	474.24km ²	117人	63人	69人	2部制	92.6	639	614	532	526	15件	14件	1,735件	なし	-	708人	655人	消防本部
嶺北広域行政事務組合消防本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村	9,371人	756.68km ²	58人	38人	57人	2部制	92.3	536	413	298	296	9件	23件	919件	なし	-	740人	585人	役場
中芸広域連合消防本部	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	8,751人	449.47km ²	56人	40人	46人	2部制	91.9	433	428	359	358	7件	7件	830件	2015年度 (H27)	2028年度 (R10)	241人	191人	消防本部
計		648,313人	7,102.27km ²	1,929人	1,216人	1,371人			12,571	12,294	10,983	10,507	286件	333件	46,822件			8,490人	7,190人	本部：24団体 役場：10団体

※人員充足率:63.0%

※構成市町村の合計額